

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
生野高等学校	<p>過年度に撤去した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="463 537 1249 667"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>諸標</td> <td>1個</td> <td>87,000円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得価額	カーブミラー	諸標	1個	87,000円	<p>検出事項について、保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <p>また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> </div>	<p>当該財産について、公有財産台帳からの除却処理を行った。</p> <p>また、事務職員間で情報共有を密に行い、公有財産台帳の登載状況について定期的な確認を行うことにより、チェック体制を強化した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
財産名称	種目	数量	取得価額								
カーブミラー	諸標	1個	87,000円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年5月26日）